

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 〇〇 (以下「本法人」という。)の理事、監事、評議員その他、本法人が設置する機関等の委員 (以下「役員等」という。)に対する報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に関する報酬等とは、常勤役員等報酬、非常勤役員等報酬、理事長報酬、出張旅費及び交通費をいう。

(常勤及び非常勤の定義)

第3条 常勤とは、理事会の承認を経て、本法人就業規則に定める正職員の勤務期間に準じた期間を出勤し、本法人業務に従事する者をいう。ただし、原則として施設職員を兼務する役員等を除く。

2 非常勤とは、常勤以外の者をいう。

(報酬等の額)

第4条 報酬額は、次のとおりとする。

- 非常勤役員等報酬 : 別表1に定める額
- 出張旅費 : 旅費規程に定める額
- 交通費 : 公共交通機関利用の場合、実費
自動車の場合、別表2に定める額
- 理事長報酬 : 別表3に定める額

(報酬等の支払い)

第5条 報酬等は、第6条に定める財源が確保され、かつ法人運営に支障がないと認められる場合に限り支払うことができる。

- 2 常勤役員報酬は、原則として、当初予算で確定する月額によって支払うものとし、当初予算によって確定できない場合には、補正予算編成後、一時金によって支払うものとする。
- 3 非常勤役員等報酬は、非常勤役員等が本法人の理事会、評議員会、委員会、研修その他の法人業務に従事する場合に、勤務日の都度または月毎に一括して支払うものとする。
- 4 出張旅費は、役員等報酬とは別に、旅費規程に定める出張に対し、支払うものとする。
- 5 交通費は、出張以外の勤務に対し、その都度または月毎に一括して支払うものとする。

(財源)

第6条 報酬等の財源は、雑収入、寄付金収入その他の法令等による制約のないものを充てなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則 この規程は平成14年11月27日から施行する。
この規程の一部変更は平成21年4月1日から一部改訂する。
この規程の一部変更は平成26年12月1日から一部改訂する。
この規程の一部変更は平成27年9月1日から一部改訂する。
この規程の一部変更は令和3年5月1日から一部改訂する。

別表1 非常勤役員等の報酬

役員等の種別	報酬額（1会議につき）
理事及び監事	2,000円
評議員 その他の役員等	2,000円

別表2 非常勤役員等の交通費

自宅	交通費（往復）
酒々井町内	500円
近隣市町村*1)	1,000円
上記以外	2,000円

*1) 近隣市町村とは、酒々井町に隣接する成田市・富里市・八街市・佐倉市・印西市である。

別表3 理事長報酬について

役員等の種別	報酬額（月額）
理事長	396,000円
業務内容その他	月給制で勤務し、定款で定める業務を行う。 賞与は支給しない。 交通費は、職員給与規程を適用する。

報酬は本部会計からの支出とする